

「一般社団法人 近畿・北陸気道疾患研究会」 会則

カ イ ハ ッ ク
K i H A C

(Kinki Hokuriku Airway disease Conference)

第1章 総則

第1条 (名称)

当会は、一般社団法人近畿・北陸気道疾患研究会〔Kinki Hokuriku Airway disease Conference (KiHAC)〕と称する。

第2条 (目的)

当会は、呼吸器内科・小児科・耳鼻咽喉科医師を対象に気道疾患をテーマに臨床的な研究・意見交換および啓発により、気道疾患に関する診断および治療技術の向上を図り、若手医師の育成および国民医療に貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

当会は、第2条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1) 本会の目的達成に必要な基礎・臨床・疫学的なプロジェクト研究の事業
- (2) 呼吸器内科、小児科、耳鼻咽喉科各領域の気道疾患（アレルギーを主体）啓発
- (3) 本会の目的達成のために行われた研究成果の学会発表・論文投稿
- (4) 医療関係者を対象とした集会/研究会の開催
- (5) 本会で得られた研究成果についての会員相互の利用及び活用の推進
- (6) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第4条 (会の構成)

当会は、第2条の目的に賛同する医師、研究者、その他の医療関係者及び医薬関係者によって構成する。

第5条 (入会)

会員となるには、当会所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

第6条 (会費)

- 1 会員は会費を支払うものとし、年会費として10,000円を徴収する。
- 2 会費の額は総会の決議で決める。
- 3 会費は、事業運営費にあてる。

第3章 総会

第7条（招集）

- 1 当会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。
- 2 定時総会の招集は、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。
- 3 招集は会員に対して行う。

第8条（議長）

総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

第9条（議決権）

総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

第4章 役員

第10条（役員）

本会運営のため次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 2名
- (3) 監事 1名
- (4) 幹事 若干名

第11条（選任）

理事、監事および幹事は、総会の決議によって会員の中から選任する。

第12条（任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内の最後の事業年度に関する定時総会の終結までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結までとし、再任を妨げない。
- 3 幹事の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結までとし、再任を妨げない。

第13条（理事の職務）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人の業務の執行の決定に参画する。

第 14 条（代表理事の職務）

- 1 当会は代表理事を 1 名置き、理事の互選により定める。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、当会の業務を統括する。

第 15 条（監事の職務）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

第 16 条（幹事の職務）

幹事は、理事を補佐し、各科領域事業の推進にあたる。

第 5 章 会計

第 17 条（事業年度）

当会の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

第 6 章 集会

第 18 条（集会・講演会）

開催時間、場所及びその内容は会員からの要望を尊重し、当番幹事および共催団体で企画し、総会の承諾を経て決定する。

第 19 条（講演会会費）

- 1 講演会参加者より参加費として 2,000 円を徴収する。
- 2 参加費の額の決定は総会にて協議の上決定する。
- 3 参加費は講演会の運営費にあてる。

第 20 条（表彰）

- 1 講演会において一般演題より優秀賞を設ける。
- 2 優秀賞の選考は代表理事、理事が推薦した各事業の幹事 2～3 名で協議し決定する。
- 3 優秀賞は最優秀賞として 30,000 円、優秀賞として 10,000 円を進呈する。

第 7 章 事務局

第 21 条（主たる事務局）

- 1 当会は、主たる事務局を近畿大学医学部呼吸器・アレルギー内科医局内に置く。
- 2 当会は、理事の議決によって、従たる事務局を必要な地に置くことができる。

第 22 条（事務局の職務）

事務局は本会会員の入会退会に関する手続きを行うとともに、総会の決定に基づき、研究会の運営と会計を担当する。監事の監査を受けた後、総会へ報告し承認を得る。

第8章 補則

第23条（会則の改訂）

- 1 本会の会則は、総会の過半数の議決を経て、改訂することができる。
- 2 本会則は、5年毎に見直しするほか、必要に応じて総会の議決によって改訂することができる。

付則

本会則は平成30年2月1日より施行する。